

# 愛南町自治基本条例 (逐条解説)

平成 20 年 4 月 1 日施行



令和 6 年 6 月



愛南町  
AINAN

愛南町自治基本条例(逐条解説) 目次

前 文 .....	3
第1章 総則 .....	3
第1条 目的	
第2条 最高規範性	
第3条 定義	
第2章 自治の基本原則 .....	4
第4条 住民自治の原則	
第5条 基本的人権の尊重	
第6条 分担と協力の原則	
第7条 男女共同参画	
第8条 環境保全の原則	
第3章 住民の権利と責務 .....	6
第9条 住民の権利	
第10条 住民の責務	
第11条 事業者の役割	
第4章 議会の役割と責務 .....	7
第12条 議会の役割と責務	
第13条 議員の責務	
第5章 町の役割と責務 .....	7
第14条 町の役割と責務	
第15条 町長の責務	
第16条 職員の責務	
第6章 情報の公開と提供 .....	9
第17条 情報の公開と提供	
第18条 会議の公開	
第19条 個人情報の保護	
第7章 住民の町政への参画 .....	10
第20条 委員会等の委員の選任	
第21条 住民の意見表明制度	
第22条 住民投票	

第8章 住民組織 .....	11
第23条 住民組織との連携	
第9章 町政運営の基本 .....	12
第24条 総合計画	
第25条 財政運営の基本	
第26条 行政評価	
第27条 意見、要望、苦情等への応答義務	
第28条 行政手続	
第29条 公益通報	
第30条 危機管理体制	
第10章 条例の見直し .....	15
第31条 条例の見直し	

## 愛南町自治基本条例 前文

私たちが暮らす愛南町は、四国の西南に位置し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、永い歴史と文化を育んできました。とりわけ、愛南町民の温かい人情は、家族や地域住民の支え合いの中で培われ、先人から受け継いだ誇るべき財産の一つです。

私たち住民は、この温かい人情を基調として、愛南町の自然や文化を守り育て、活力ある地域社会の実現を目指します。このような認識の下、住民自治の本旨に基づき、住民が町政の主権者であることを確認し、議会や町と情報を共有することにより、主体的に町政に参画し、協力し、連携して町政を推進する仕組みを定める必要があります。そのためには、住民、議会及び町が町政運営の基本的な理念や原則について約束し、それぞれが、その約束を守ることが大切です。

私たちは、愛南町民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、住民の自治が保障される地域社会の創造を目指し、ここに町政の基本理念であり、最高規範である愛南町自治基本条例を制定します。

### 【解説】

- ◆ 前文には、法令等の制定の由来、目的、基本原則等が述べられ、各条文の解釈の基準を示す意味を持つものとされています。
- ◆ この条例は、愛南町の町政運営の基本的なルール等を定める条例であることから、特に条例の制定の由来等を示す必要があるため、前文を置くものです。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、愛南町の町政運営に関し基本的な理念及び原則を定めるとともに、住民の町政への参画について必要な事項を定めることにより、住民の主体性をいかした自治の実現を図ることを目的とします。

### 【解説】

- ◆ この条例の最終的な目的が「住民の主体性を活かした自治の実現を図ること」であり、その目的を達成するため、「町政運営に関し、基本的な理念及び原則並びに住民の町政参画のルール」をこの条例で規定することを定めています。

### (最高規範性)

**第2条** この条例は、町政の基本事項について町が定める最高規範であり、住民、議会及び町は、この条例の趣旨を尊重し、誠実にこれを遵守するものとします。

2 議会及び町は、この条例の理念にのっとり、町政運営及び施策の実現に

向けた基本的な制度の構築に努めるとともに、条例、規則等の整備を図るものとします。

**【解説】**

- ◆ 自治基本条例は、町の法体系の中では一つの条例にすぎませんが、町政運営の基本を定めていることから、町の最高規範と位置づけるものです。したがって、町政に携わる住民、議会及び町は、この条例の趣旨を尊重し、遵守することを定めています。なお「規範」とは、判断、評価、行為等の拠るべき基準のことです。
- ◆ この条例を愛南町の最高規範と位置づけることを踏まえて、愛南町が策定する計画や条例、規則等の制定改廃、解釈をする上で、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

**(定義)**

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 町内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。
- (2) 事業者 町内で事業を行う個人及び法人をいいます。
- (3) 町 町長を代表者とする町の執行機関をいいます。
- (4) 住民組織 地域や共通の関心によってつながり、公益性のある活動を行う行政区、自主防災組織、ボランティア団体等の組織及び集団をいいます。

**【解説】**

- (1) 住民 愛南町の住民基本台帳並びに外国人登録原票に登録された住民、町内の事業所等に勤めている人、町内の学校等で学ぶ人のことです。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う個人、法人等の団体をいいます。
- (3) 町 町長部局(消防長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。
- (4) 住民組織 愛南町内にある住民組織に限らず、地域を越えて活動する住民組織も含めます。

## 第2章 自治の基本原則

**(住民自治の原則)**

**第4条** 住民、議会及び町は、町政に関する情報を共有し、主権者である住民が、自らの判断と責任の下に、町政の計画、実施、評価及び見直しの各過程に主体的に参画することができる住民自治の実現を目指します。

**【解説】**

- ◆ 情報の共有によって、住民が主体的に町の活動全般に参画する住民自治の実現が愛南町の町政運営の基本原則であることを定めています。

### (基本的人権の尊重)

**第5条** 住民、議会及び町は、個人を尊重し、異なる文化や価値観を認め合い、人権尊重を基本とする町政を進めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 日本国憲法にも定められているとおり、全ての住民は、個人として尊重され、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されません。町政運営にあたっては人権尊重を基本とするとともに、住民、議会及び町は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保持するため、不断の努力をすることを定めたものです。

### (分担と協力の原則)

**第6条** 住民、事業者及び町は、お互いの信頼関係を確保するとともに、町政においては、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、協力して進めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 厳しい財政状況の中、複雑、多様化する住民ニーズの全てに行政が対応することは今後一層困難になってきます。公共サービスは専ら行政が提供するものだという大前提を改めて見直し、住民、事業者、町が情報を共有して役割を分担し、対等な立場で連携して自立した地域社会の形成を目指すことを定めています。なお、住民、事業者及び町の協力関係は政策形成過程だけでなく、政策実行過程での協力も想定しています。

### (男女共同参画)

**第7条** 住民、事業者及び町は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女がお互いを尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できる環境づくりに努めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 住民が生き生きと幸せに暮らしていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。その実現のため、住民、事業者及び町が不断の努力を行うことを定めたものです。

### (環境保全の原則)

**第8条** 住民、事業者及び町は、良好な環境の保全及び創造に努めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 愛南町に住む住民、事業者及び町が、将来にわたって健康で安全な生活を営むため良好な生活環境と豊かな自然環境を引き継ぐことを定めたものです。

### 第3章 住民の権利と責務

#### (住民の権利)

第9条 住民は、行政情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利及び町政に参画し、意見を述べる権利を有します。

2 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。

#### 【解説】

- ◆ 住民自治による町政運営において住民に保障されるべき権利を定めています。ここで定められた権利は、住民自治に不可欠な権利であり、この条例に基づく個別の条例や制度等によって具体的に保障されていくものとなります。
- ◆ 満18歳未満の青少年の意見についても、町の貴重な財産として、町政運営及びまちづくりに反映させることが重要です。青少年(18歳未満)には選挙権がないことから、一部町政への参画ができませんが、年齢に応じたまちづくりへの参加はできることから、その権利を明文化するものです。

#### (住民の責務)

第10条 住民は、町政への参画に関して主権者としての責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

2 住民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の間人形成、安全安心な住環境、地域文化の継承等に大きな役割を果たしていることを認識し、地域のきずなを深めるよう努めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 町政へ参画することは住民として義務ではありませんが、様々な場面で積極的かつ主体的に町政に参画することが、住民自治の拡充につながると考えます。また、町政への参画において、住民は私的な利害関係に捉われることなく、公共性を尊重して判断するよう、主権者としての自覚を持った言動をとるよう定めたものです。
- ◆ 近年、地域における人間関係の希薄さから、様々な重大事件が発生しています。地域は、そこで育つ子どもたちの人間形成や、安心して生活できる住環境及び地域文化継承等の重大な役割を担う基礎的な生活集団であることを認識し、愛南町の誇れる財産の一つである、豊かな人情を次世代に引き継ぐためにも、住民一人ひとりが、地域の絆を深めるよう努めることを明らかにしたものです。

#### (事業者の役割)

第11条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりについて協力するよう努めなければなりません。

**【解説】**

- ◆ 町内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員として、住民としての責務を担うとともに、法令順守の徹底、環境の保全等の社会的責任を重視し、地域社会へ貢献していく責務を定めたものです。

## 第4章 議会の役割と責務

### (議会の役割と責務)

第12条 議会は、町的意思決定を行うための議事機関としての役割を持ち、住民の意思を町政に反映させるよう努めなければなりません。

2 議会は、町政が公正で民主的かつ効率的に運営されているかを調査し、監視するとともに、住民の福祉が向上するよう努めなければなりません。

**【解説】**

- ◆ 議会は、町長とともに住民の直接選挙で選ばれた住民の代表者であり、住民の声を代弁し、住民の意思を代表する機能があることを明示するとともに、議事機関としての重要性から、開かれた議会運営に努め、住民の意思を町政に反映させるよう最大の努力を払うことを定めたものです。
- ◆ 議会は、地方自治法で定められた、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を發揮して、住民にとって公正、誠実で効率的かつ効果的な町政運営が行われているか監視するとともに、自らも政策立案能力の向上に努め、住民の福祉の向上に寄与することを定めたものです。

### (議員の責務)

第13条 議員は、住民の代表者として自覚と責任を持ち、住民の信託にこたえるため、誠実に職務を遂行しなければなりません。

**【解説】**

- ◆ 議会は、町長とともに住民の直接選挙で選ばれた住民の代表者であり、住民の声を代弁し、住民の意思を代表する機能があることを明示するとともに、議事機関としての重要性から、開かれた議会運営に努め、住民の意思を町政に反映させるよう最大の努力を払うことを定めたものです。
- ◆ 議会は、地方自治法で定められた、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を發揮して、住民にとって公正、誠実で効率的かつ効果的な町政運営が行われているか監視するとともに、自らも政策立案能力の向上に努め、住民の福祉の向上に寄与することを定めたものです。

## 第5章 町の役割と責務

### (町の役割と責務)

**第14条** 町は、住民の知る権利を保障し、公正で開かれた町政の進展を図るため、町政に関する情報を積極的に住民に公開し、提供することにより、住民との情報の共有に努めなければなりません。

2 町は、町政の運営に関することについて、その内容のほか、意思決定の過程における必要性又は妥当性を住民に分かりやすく説明する責任を有します。

3 町は、住民が町政に参画する権利を保障するとともに、住民の意思を町政に適切に反映させるように努めなければなりません。

4 町は、住民に行政サービスを提供するに当たって、住民が分かりやすく行政サービスを受けることができる体制づくりに努めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 住民自治を実現するためには、住民と町が行政情報を共有することが不可欠です。ここでは、第9条に定められた住民の知る権利を保障するとともに、住民に対する行政情報の積極的な提供について定めたものです。
- ◆ 政策等を実施する前に住民との合意形成を図るにあたっては、住民に対し、政策等の必要性又は妥当性をわかりやすく説明することを明文化し、住民への説明責任を果たすことを定めたものです。
- ◆ 町は、第4条の住民自治の原則に基づき、住民の町政に参画する権利を保障し、住民の意思が町政に適切に反映されるよう、様々な制度を活用しなければならぬことを定めています。
- ◆ 町は、行政サービスを提供するにあたって、住民にわかりやすい組織・機構及び事務分掌、窓口の体制を整えるよう定めたものです。

#### (町長の責務)

**第15条** 町長は、この条例の理念に基づき、町の代表者として公正で民主的かつ効率的に町政を執行しなければなりません。

2 町長は、職員を指揮監督し、職員が自らの能力を発揮できるよう、適正な職員配置を行うとともに、多様化する住民の要望に適切に対応するため、人材の育成に努めなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 町長は、執行機関の代表として、住民から直接選挙で選ばれ町政を信託されていることから、その責任を自覚し、この条例の理念に基づき、公正で民主的かつ効率的に町政運営しなければならないことを定めたものです。
- ◆ 町長は、多様な住民の要望に適切に対応するため、住民に分かりやすく機能的な組織・機構と職員が能力を発揮できる職員配置を行うとともに、職員の研修等に努め、人材の育成に努めることを定めたものです。

#### (職員の責務)

**第16条** 職員は、その職責が住民の信託に基づくものであることを自覚し、分担と協力の原則に基づいて、積極的に住民と連携するとともに、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、自身の能力や知識の向上に努め、愛南町の課題を解決するため

の施策を積極的に立案し、その実現に向けて行動しなければなりません。

**【解説】**

- ◆ 職員は、日本国憲法に定めるとおり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、住民に対し公平・公正な対応を行うとともに、この条例の理念を遵守し、第6条の分担と協力の原則に基づき、住民及び事業者と連携して職務を遂行することを定めています。
- ◆ 職員は、住民のもっとも身近なところにいる存在であり、住民自治によるまちづくりを進めるうえでは、住民の視点に立って考え、創意工夫を発揮しながら仕事をすることや、課題解決能力及び政策立案能力の向上に努めることが求められます。職員の研修については地方公務員法に定められていますが、ここでは職員の自己研鑽について、住民自治を進める観点から「職員の責務」として定めています。

## 第6章 情報の公開と提供

### (情報の公開と提供)

**第17条** 町は、行政情報の適切な管理に努め、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、町政に関する情報の積極的な提供に努めなければなりません。

- 2 前項の規定により、町が町政に関する情報を提供するときは、住民に分かりやすく提供するよう努めるとともに、住民が情報を迅速かつ容易に入手できるように、多様な媒体の活用を努めなければなりません。

**【解説】**

- ◆ 住民の町政への参画には、住民と町が行政情報を共有することが不可欠な条件であることから、行政情報の適切な管理と情報公開制度の適正な運用を定めるとともに、行政情報の積極的な提供について定めたものです。
- ◆ 町が情報提供するときは、住民にわかりやすい内容及び方法で提供するよう努めるとともに、情報をなるべく早く、かつ、容易に入手できるように、広報、回覧、無線放送、ホームページ等、適時適切な情報通信技術及び媒体を活用して提供するよう努めることを定めています。

### (会議の公開)

**第18条** 町は、委員会、審議会、審査会、その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「委員会等」という。)の会議について、原則として、住民に公開するものとします。

**【解説】**

- ◆ 住民の町政に対する理解を深め、住民の知る権利の確保と開かれた町政の実現を図るため、委員会等の会議を原則公開することを定めたものです。

### (個人情報保護)

**第19条** 町は、個人情報の収集、提供、管理等の取扱いについて、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 情報提供や情報公開の推進とともに、個人情報保護制度の適正な運用が重要になります。ここではその目的を定めています。

## 第7章 住民の町政への参画

### (委員会等の委員の選任)

**第20条** 町は、委員会等の委員を選任しようとするときは、公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮しなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 町には、法令、条例、要綱等の規則により、多くの審議会、委員会等が置かれています。特に、町の計画、施策等の重要な事案の策定や制度運営に際しては、住民参加の度合いを高めることが重要です。このことから、住民が町政に参加する機会の保証として、設置目的等を考慮したうえで、公募委員を加えるよう努めることを定めるとともに、公平性を確保し多様な意見を反映させるため、男女比率、年齢構成、地域構成等に配慮することを定めたものです。特に男女比率については、愛南町男女共同参画推進計画の中で、女性委員の登用率を40%にすることが目標となっており、男女どちらか一方の登用率が4割を下回らないようにすることを目指します。

### (住民の意見表明制度)

**第21条** 町は、町政の基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、住民の意見を求めるとともに、その意見に対する町の考え方を公表しなければなりません。

#### 【解説】

- ◆ 町の基本的な施策に関する計画等を策定する過程において、住民誰もが意見をのべることができる機会を保障し、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として定めたものです。また、住民の意見に対する町の意見を公表することを義務付けており、説明責任を果たすことも定めています。

### (住民投票)

**第22条** 町は、愛南町にかかわる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。

- 2 愛南町に選挙権を有する住民及び議員は、住民投票の制度を設けるよう町長に求めることができます。
- 3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めます。

**【解説】**

- ◆ 住民投票制度は、議会を通じた間接民主制を基本としながらも、これを補完する制度であることから、愛南町に関わる重要事項で、かつ、直接住民の意思を確認する必要がある場合に、住民投票の制度を設けることができることを定めたものです。ここでいう、「愛南町に関わる重要事項」とは、愛南町全体の住民生活に重大な影響を及ぼす案件等です(例 町村合併等の問題)。
- ◆ 住民投票を行うためには、住民投票の対象となる事案や住民投票に係る一連の手續等を定めた住民投票条例を制定することが必要です。議員と町長は直接議会に条例を提案することが可能ですが(議員が発議する場合は、議員定数の12分の1以上の賛成が必要です。)、住民は、地方自治法に定める条例制定請求を行う必要があります。条例制定請求の要件は、「有権者の50分の1以上の連署」となっており、署名収集、署名簿の審査、縦覧といった手續を経て初めて、住民投票条例の制定が本請求されることとなります。請求された住民投票条例案は町長の意見書を付けて議会にかけられ、これが議会で可決・制定されると住民投票の実施が可能となります。

## 第8章 住民組織

### (住民組織との連携)

**第23条** 町は、住民組織がまちづくり、地域課題解決等に重要な役割を担うことを認識し、まちづくりに当たっては、町及び住民組織は、相互に協力するよう努めなければなりません。

- 2 町は、住民組織の自主性及び自立性を尊重し、その公益的な活動を支援することができます。

**【解説】**

- ◆ 町は、住民組織が、住民や事業者と同様、まちづくりや地域課題解決に重要な役割を担うことを認識し、第6条に定める分担と協力の原則に基づいて相互に連携するよう努めることを定めています。
- ◆ 町は、住民組織の自主性、自立性を尊重し、町による一方的な関与を排除するとともに、その公益的な活動に対して支援することができることを定めています。なお支援とは補助金、物品の提供といった再生的な側面だけでなく、町職員等による人的な支援等も含まれます。なおこの支援が、住民組織の自主的、自立的な活動に支障を及ぼすことがないよう、配慮する

ものとしします。

## 第9章 町政運営の基本

### (総合計画)

- 第24条** 町は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例の目的及び基本原則にのっとり、総合計画を策定しなければなりません。
- 2 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
  - 3 町は、総合計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。
  - 4 町は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整の下で進行を管理しなければなりません。

### 【解説】

- ◆ 地方自治法第2条第4項に定められる基本構想は、この条例の目的及び理念に沿って策定され、基本構想を具体化した基本計画、実施計画と共に総合的、計画的に町政を運営することを定めています。基本構想、基本計画及び実施計画を総合計画と呼び、基本構想は気概の議決を経て策定されます。
- ◆ 町の政策の中で、総合計画が最上位の計画であり、緊急を要する災害対策等の施策以外の施策及び計画については、総合計画との整合性を図ることを定めたものです。
- ◆ 総合計画の実効性を保つため、総合計画に基づく事業の進行管理を行うとともに、その結果を住民に公表し、情報の共有と説明責任を果たすことを定めたものです。
- ◆ 総合計画が最上位の計画であることを踏まえ、その他の町の基本となる計画を策定する場合は、総合計画との整合性を図り、策定後の進行管理でも同様の取扱いをすることを定めたものです。

### (財政運営の基本)

- 第25条** 町は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければなりません。
- 2 町は、前項に規定する目的を達成するため、総合計画及び行政評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、計画的で効率的な財政運営を図らなければなりません。
  - 3 町は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する情報を、住民にわかりやすく公表しなければなりません。

### 【解説】

- ◆ 自主的、自立的な財政運営を行うため、自主財源の確保や事業の選択と

集中に基づいた効果的な予算執行を行い、財政の健全性を確保することを定めています。

- ◆ 計画的で安定した財政運営を実現させるため、総合計画の進行管理に行政評価を取り入れ、予算編成に反映させる財政の仕組みを確立させ、中長期的に自立可能な財政運営を行うことを定めたものです。
- ◆ 地方自治法第243条の3の規定により、愛南町財政事情の作成及び公表に関する条例が定められ、この条例に基づいて各種財政等に関する事項を公表していますが、住民に関心のある情報の公表や内容をわかりやすいものとして公表すること等を通じて財政運営の透明性の確保に努めることを定めたものです。

#### (行政評価)

**第26条** 町は、政策及び事務事業の有効性、効率性及び経済性を向上させるため、政策及び事務事業について、計画、実施、評価及び見直しという事業管理の過程を確立し、行政評価を実施しなければなりません。

- 2 前項の規定により行政評価を実施する場合は、住民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければなりません。
- 3 行政評価の結果は、住民に公表し、予算編成、組織及び機構の整備、総合計画の進行管理等に反映させるものとします。

#### 【解説】

- ◆ 町は、政策及び事務事業の事前評価及び事後評価を行い、住民の行政需要及び住民生活への効果を把握するとともに、これらを基礎として、時代への適合性、必要性、効率性、有効性等を客観的に把握し、政策及び事務事業の質の向上及び効率化を図ることを定めたものです。
- ◆ 平成18年3月に施行された愛南町行政評価条例では、町長の附属機関として愛南町行政評価委員会の設置が規定され、外部評価が制度化されていますが、これ以外にも地区別懇談会や住民の意見表明制度等により、行政評価に住民の意見を適切に反映させるよう外部評価の導入を定めています。
- ◆ 行政評価制度の透明性を確保するため、行政評価の結果を公表することを定めたものです。なお、評価の結果は予算編成、組織及び機構の整備、総合計画の進行管理等の施策に的確に反映させ、行政評価制度に実効性を持たせることを定めています。

#### (意見、要望、苦情等への応答義務)

**第27条** 町は、住民から意見、要望、苦情等があった場合は、当該事案について速やかに調査し、事実関係を把握した上で、その対応方針を住民に対して示すとともに、誠実に応答するものとします。

#### 【解説】

- ◆ 行政処分や行政指導の応答手続きについては、行政手続条例に定めがありますが、それに至らない苦情や意見、要望に関しては特に定めたものがないため、それらの応答手続きについて明文化したものです。なお、応答手続きには、日常の窓口対応や電話対応の中で適切に対応することも含み

ます。

### (行政手続)

**第28条** 町は、町が行う処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について、その内容及び過程を住民に対して明確に示すことにより、住民の権利及び利益を保護するものとします。

#### 【解説】

- ◆ 住民の権利・利益の保護と町政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続の明確化と住民への説明責任、不利益処分に対する権利救済手続きについて定めたものです。詳細は、行政手続条例又は個別条例によります。

### (公益通報)

**第29条** 町及び事業者は、公益通報に適切に対応し、通報者の権利及び利益を保護するとともに、法令等の遵守を推進するものとします。

#### 【解説】

- ◆ 公益のために通報を行った住民が解雇等の不利益は取扱いを受けることのないよう、公益通報に適切に対応するルールを定めるとともに、法令等の遵守を推進することを定めています。なお、地方公務員法第32条で、自治体職員の法令遵守の規定がありますが、職員だけでなく、町全体においても法令を遵守するよう定めたものです。

### (危機管理体制)

- 第30条** 町は、災害等に備え、地域防災計画等を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集及び住民への提供並びに防災訓練等を行わなければならない。
- 2 町は、災害等に備え、国、県、他の市町村等との連携を図るよう努めるとともに、災害等の対応に当たり必要な場合は、これらに対し、迅速に支援を求めるものとします。
  - 3 住民は、災害等の発生時において、自らを守る努力をするとともに、自らの果たす役割を認識し、相互に協力して対応しなければならない。

#### 【解説】

- ◆ 今後、高い確率で発生が予想される、南海、東南海地震等に備え、地域防災計画等を策定するとともに、危機管理体制を整え、住民への防災情報の提供と防災訓練の実施及び支援を行うことを定めたものです。
- ◆ 地震及び津波の被害は、広域に広がることが予想されるため、県(愛媛県以外の県を含む。)及び他の自治体との連携を図り、その支援体制を整えるとともに、必要な場合は迅速に支援を求めることを定めたものです。
- ◆ 災害等の緊急時には、住民が相互に助け合って、危機を克服することが必要であるため、平時から相互連携を深めることを意図し、明文化したものです。

## 第10章 条例の見直し

### (条例の見直し)

- 第31条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が愛南町にふさわしいものであり続けているかどうかを検討するものとします。
- 2 前項の規定による条例の検討をする場合は、住民の参画を図るとともに、住民の意見を適切に反映させるための措置を講じなければなりません。
- 3 町は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及び関連する諸制度等について見直すなど必要な措置を講ずるものとします。

#### 【解説】

- ◆ 現在、地方自治制度は、地方自治法の改正、行政改革推進法及び公共サービス改革法等の制度により、新たなルール作りが行われ、大きな変革の時期にあります。このことから、愛南町ではこの条例を住民の監視の中で「育てる条例」に位置付けます。また、条例は一度制定されると見直しが行われにくいという現状を踏まえ、条例の形骸化を防ぐため、期間を限定して条例の見直しの検討を行うことを定めたものです。
- ◆ 条例を検討する際は、住民で構成される検討委員会を設置する等、住民の参加を適切に反映させるための措置を講ずることを定めています。
- ◆ 条例の見直しと同時に、関連する諸制度の見直しも実施し、本条例の実効性を常に保証していくことを定めたものです。

愛南町自治基本条例(逐条解説)

平成 20 年 4 月 1 日施行

愛南町役場総務課

〒798 - 4110

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL 0895-72-1211